給与所得等の特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

令和　８年度　　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得(給与金額控除後)	
	その他の所得計	
主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 譲渡一時	
	総所得金額①	

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

控配 / 老配 / 扶養親族該当区分：特定 / 同老 / 16歳未満 / その他 / 同障 / 特障 / 他障 / 本人該当区分：未成年者 / 特障 / 他障 / 寡婦 / ひとり親 / 勤労学生 / 乗船消失

（摘要）

税	市町村	税額控除前所得割額④
		税額控除額⑤
		所得割額⑥
		均等割額⑦
	道府県	税額控除前所得割額④
		税額控除額⑤
		所得割額⑥
		均等割額⑦
	森林環境税額⑧	
	特別徴収税額⑨	
	控除不足額⑩	
	既充当・既還付額⑪	
	既納付額⑫	
	差引納付額(⑨-⑪-⑩)⑩	
	変更前税額⑬	
	増減額(⑨-⑬)	
額	変更月	月

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定によって通知します。また、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先　安城市役所　総務部　市民税課　市民税係　電話(0566)71－2214(直通)　　ここからゆっくりとはがしてください➡

給与から天引きされる税額の合計です。
自分で納める必要はありません。

年の途中で給与天引きの税額が変わった場合、何月から変更になるのかを記載します。

毎月の天引き額が記載されています。給与からの特別徴収は、６月から翌年の５月までの１２回で納めることになります。

摘要欄について

- 同一生計配偶者　有

  合計所得金額が 1,000 万円超で配偶者を扶養している場合に記載されます。

- ○○により

  特別徴収税額の変更事由が記載されています。

- 住借控除（住宅借入金等特別税額控除額）

  住宅ローン控除を適用している場合に記載されます。

- 寄附金控除（寄附金税額控除額）

  寄附金による控除（ふるさと納税を含む。）を適用している場合に記載されます。

- 配割控除（配当割額の控除額）

  上場株式等の配当割額の控除を適用している場合に記載されます。

※（市）は市民税適用額、（県）は県民税適用額を表します。

分からないことがあれば、お問い合わせください。

安城市役所市民税課市民税係（北庁舎２階５０番窓口）

電話番号　0566-71-2214

E-mail shiminzei@city.anjo.lg.jp